

秋田市公報

あきた

第1189号

令和5年12月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

規則

秋田市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	障がい福祉課（第33号）	3
秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福祉総務課地域福祉推進室（第34号）	4

告示

収納代理金融機関の取消しについて	会計課（第271号）	5
秋田市総合教育会議の招集について	企画調整課（第272号）	6
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第273号）	7
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和5年）の公示送達について	国保年金課（第274号）	9
表彰した者の氏名および事績の概要について	文化振興課（第275号）	10
住民票の職権消除について	市民課（第276号）	12
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第277号）	13
令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課（第278号）	14
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書の公示送達について	市民税課（第279号）	15
令和5年度第3期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第280号）	16
指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第281号）	17
秋田市議会定例会の招集について	総務課（第282号）	18
身体障害者福祉法による医師の指定辞退について	障がい福祉課（第283号）	19
差押調書謄本および配当計算書の公示送達について	国保年金課収納推進室（第284号）	20
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課（第285号）	21

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第20号）	22
-----------------	----------------	----

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第13号）	23
----------------	----------------	----

上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第13号）	24
指定排水設備工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第14号）	25
収納取扱金融機関の指定の取消しについて	上下水道局総務課（第15号）	26

消防本部告示

秋田市火災予防規則による申請および届出の様式の一部改正について	消防本部予防課（第4号）	27
---------------------------------	--------------	----

公告

秋田農業振興地域整備計画の変更について	農業農村振興課	28
市有地の売払いについて	財産管理活用課	29
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	32
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	33
地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について	地籍調査室	34
地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について	地籍調査室	35

秋田市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 11 月 17 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 33 号

秋田市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成 7 年秋田市規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の表第 2 号中「第 2 条第 1 項第 1 号」を「第 2 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 5 年 11 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第34号

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和50年秋田市規則
第25号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、
附則に次の 1 項を加える。

（借入れの申込みの特例）

- 2 令和 5 年 7 月の大雨により被害を受けた借入申込者に対する第 6 条第
3 項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の
翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日」とあるのは、「令和 7 年 7 月
31 日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定により定めた本市収納代理金融機関を、次のとおり取消しするので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

令和5年11月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 収納代理金融機関の指定を取り消す店舗の名称および住所
株式会社きらやか銀行秋田支店（本荘支店内）
由利本荘市裏尾崎町91
- 2 取消年月日
令和5年11月30日
- 3 取消理由
公金収納業務の廃止による

秋田市告示第272号

令和5年11月13日午前10時秋田市役所正庁に秋田市総合教育会議を招集する。

令和5年11月6日

秋田市長 穂 積 志

協議題

令和6年度における重点的な取組課題について

秋田市告示第273号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和5年11月8日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 19台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和5年10月2日から同月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和5年11月8日から令和6年5月8日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者

であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第274号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年11月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けようとする者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和5年）

秋田市告示第275号

令和5年11月6日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第1項の規定により告示する。

令和5年11月9日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化章

長谷川 長 龍（長谷川 靖 隆）

書道の研鑽に努め後進の指導育成や書道の普及振興に尽力されるなど本市文化の発展に貢献した。

進 藤 春 雄

銀線細工の職人として優れた作品を創作し後進の指導育成や金属工芸の啓蒙活動に尽力されるなど本市文化の発展に貢献した。

藤 蔭 小 枝（堀 幸 子）

日本舞踊の研鑽に努め後進の指導育成や伝統文化の普及振興に尽力されるなど本市文化の発展に貢献した。

齊 藤 壽 胤

秋田の民俗や伝承芸能の調査研究に努め多くの市民に広められるなど本市文化の発展に貢献した。

安 井 浩 司（故人）

長年にわたり俳句の創作に努め優れた作品を多数発表されるなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市告示第276号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年11月9日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市川尻若葉町4番5号	細 川 要

〔教示〕

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市（代表者は秋田市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

秋田市告示第277号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年11月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第278号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年11月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第279号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年11月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書

秋田市告示第280号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年11月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和5年度第3期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第281号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和5年11月20日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
株式会社 J A W A 秋田	さらさ秋 田土崎	秋田市土崎港 南三丁目2番 46号	令和5年11月15日	特定施設入居 者生活介護、 介護予防特定 施設入居者生 活介護

秋田市告示第282号

令和5年11月28日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和5年11月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第283号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和5年11月22日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	辞退する 障害分野	辞退年月日 および辞退理由
福井 奈緒子	秋田赤十字病院	聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害	令和5年9月30日 県外勤務のため

秋田市告示第284号

次の国民健康保険税差押調書謄本および配当計算書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書謄本および配当計算書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年11月29日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

岡 本 正 雄

秋田市泉南一丁目13番26号 2号

2 送達する書類

差押調書謄本および配当計算書

秋田市告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月29日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道 (40819)	旧	相染大谷地9号線	秋田市土崎港相染町字大谷地33番17地先 秋田市土崎港相染町字大谷地32番4番地先	74.80	6.00
	新	相染大谷地9号線	秋田市土崎港相染町字大谷地33番17地先 秋田市土崎港相染町字大谷地32番10地先	86.00	6.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和5年11月29日

3 縦覧期間

令和5年11月29日から同年12月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市教委告示第20号

令和5年11月17日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和5年11月14日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 1 裁決（保有個人情報部分開示決定処分に係る審査請求）に関する件
- 2 令和6年度教職員人事異動方針（案）について

秋田市農委告示第13号

令和5年11月15日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和5年11月7日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農用地利用集積計画（令和5年度第8号計画）に関する件

秋田市上下水道局告示第13号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和5年11月24日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
株式会社畠山建設工業	畠山隆憲	仙北市田沢湖生保内字相内端57番地の4	令和5年11月16日

秋田市上下水道局告示第14号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和5年11月24日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
株式会社畠山建設工業	畠山隆憲	仙北市田沢湖生保内字相内端57番地の4	令和5年11月16日

秋田市上下水道局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定に基づき指定した収納取扱金融機関について、次のとおり指定の取消しをしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和5年11月30日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

- 1 収納取扱金融機関の名称
株式会社きらやか銀行
- 2 取消年月日
令和5年11月30日

秋田市消防本部告示第4号

秋田市火災予防規則（昭和48年秋田市規則第16号）第5条に規定する申請および届出の様式の一部を改正したので、次のとおり告示する。

令和5年11月27日

秋田市消防長 工藤琢磨

- 1 改正した様式 様式第4号（省略）
- 2 改正年月日 令和6年1月1日

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和5年11月9日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和5年11月9日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市御所野地蔵田四丁目16番9	雑種地	245.16㎡	7,527,000円
2	秋田市南通築地99番6	宅地	155.24㎡	4,394,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所6階 会議室6-A

(2) 入札 令和5年12月15日(金)午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金(契約金額の100分の10以上)の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、令和5年7月10日付け秋田市指令第5241号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和5年11月24日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目1番20号

共和ホーム株式会社

代表取締役 池 田 洋 介

2 開発区域に含まれる地域の名称

第1工区 秋田市新屋北浜町262番2、262番41、262番42、262番78、262番79、262番80、262番81、262番82、262番83、262番84、262番85、262番86、262番87、262番88、262番89、262番90、262番91、262番92、262番93、262番94、262番95、262番96、262番97、262番98、262番99、262番100、262番101、262番102、262番103、262番104、262番105、262番106、262番107、262番108、262番7の内、263番222および262番42地先道路

第2工区 秋田市新屋北浜町264番7の内

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和5年度第8号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年11月27日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第5項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

令和5年11月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区 秋田市河辺神内字鳥井長根の一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間 令和5年12月1日から同月20日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 閲覧時間 午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所 秋田市河辺総合福祉交流センター 応接室
- 6 誤り等申出 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図は、令和4年11月測量、簿冊は令和5年11月7日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第5項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

令和5年11月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区 秋田市雄和平尾鳥字藤森の一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間 令和5年12月1日から同月20日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 4 閲覧時間 午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所 秋田市河辺総合福祉交流センター 応接室
- 6 誤り等申出 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図は、令和4年11月測量、簿冊は令和5年11月7日現在の状況により調査して作成されたものである。